

# 請負契約約款

(総則)

第1条 注文者と受注者は、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行する。

(工事の施工)

第2条 受注者は、設置工事に関係する各種法令、内線規程、本請負契約約款、見積書、注文書、および注文者が購入した電動自動車を製造または販売する自動車会社等が推奨工事仕様を有する場合はその仕様に基づいて工事を完成させた上で、注文者に引き渡すものとする。

(打ち合せどおりの工事が困難な場合)

第3条 通常の事前調査では予測困難な状況により、打ち合せどおりの工事が不可能もしくは不適切な場合は、注文者と受注者が協議して設置場所の実情に適するように内容を変更することができる。

2. 前項の場合、工期、請負代金を変更する必要があるときは、注文者と受注者が協議してこれを決定する。

(工事体制)

第4条 受注者は、あらかじめ注文者の承諾を得て、受注者の責任において工事の全部または一部を受注者の指定する者に請け負わせることができる。

(権利・義務の譲渡等の禁止)

第5条 注文者および受注者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利または義務を第三者に譲渡することまたは継承させることはできない。

2. 注文者および受注者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済の工事材料（製造工場などにある製品を含む）、建築設備の機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

(工事了確認ならびに代金支払い)

第6条 工事を終えたときは、注文者と受注者は両者立会いの下、目的物の設置完了を確認して引き渡しを行うものとする。

2. 注文者は、引き渡しが行われた後、注文書記載の期日までに請負代金の支払いを完了しなければならない。

(支給材料・貸与品)

第7条 工事の材料等については、受注者がこれらを調達して準備するものとし、注文者からの支給材料または貸与品は使用しないものとする。ただし、注文者から支給材料または貸与品の提案があった場合は、注文者が購入した電動自動車に適合するかどうかについて当該車両を製造または販売する自動車会社に連絡し適合することを確認した上で使用することができるものとする。

(図面等のとおりに実施されていない工事)

第8条 工事について、第2条に照らし適切に実施されていない部分があると認められるときは、受注者はその費用を負担して速やかに修補または改造しなければならない。この場合、受注者は、注文者に対して必要な工期の延長を求められることができる。

2. 次の各号のいずれかの事情によって工事が第2条に照らし、適切に実施されていないと認められる場合については、受注者はその責任を負わない。

- (1) 注文者の指示によるとき
- (2) 支給材料、貸与品、注文者により指定された工事材料もしくは建築設備の機器の性質、または注文者により指定された施工方法によるとき
- (3) その他、注文者の責に帰すべき事由によるとき

(第三者への損害および第三者との紛議)

第9条 工事のため第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、受注者が処理解決にあたる。ただし、必要に応じ注文者も協力するものとする。

2. 前項の処理解決に要した費用のうち、注文者の責に帰する事由によって生じたものについては注文者の負担とする。ただし、注文者、受注者いずれの責に帰すべきかについて不明な場合は、注文者と受注者が協議の上、決定する。

(不可抗力による損害)

第10条 天災その他自然的または人為的事象であって、注文者、受注者いずれにもその責を帰することのできない事由（以下「不可抗力」という）によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備機器（有償支給材料を含む）、または工事用機器について損害が生じたときは、受注者は、事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。

2. 前項の損害の負担については、注文者、受注者が協議してこれを決定する。

3. 火災保険、建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらによるてん補額を優先して充当するものとする。

(工事保証)

第11条 受注者は、工事目的物について次に定めるとおりの保証を行う。ただし、注文者の責に帰すべき事由により工事目的物に生じた破損・脱落その他不具合はこの限りでない。

- (1) 電線材や配線接続部材の不具合……最大5年保証
- (2) 屋内への漏水……最大3年保証
- (3) EV専用ブレーカーの脱落……最大3年保証
- (4) メーカー器具の不具合……メーカー1年保証

(工事の変更、工期の変更)

第12条 注文者は、必要に応じ工事の追加・変更をできるとともに受注者に対し工期の変更を求められることができる。

2. 受注者は、注文者に対し工事内容の変更および当該変更に伴う請負代金の増減を求められることができる。

3. 受注者は、この契約に別段の定めのあるほか、不可抗力その他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示して工期の延長を求められることができる。なお、工期を延長する場合の延長日数は、注文者と受注者が協議して決定する。

(請負代金額の変更)

第13条 次の各号の一にあたるときは、注文者または受注者は、相手方に対してその理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求められることができる。

- (1) 工事の追加または変更があったとき
- (2) 工期の変更があったとき
- (3) 支給材料、貸与品について、品目、数量、受渡時期、受渡場所または返還場所の変更があったとき
- (4) 中止した工事または災害をつけた工事を続行する場合、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき

(中止権、解除権)

第14条 注文者は、必要に応じ書面をもって受注者に通知して工事を中止またはこの契約を解除することができる。この場合、注文者は、これによって生じる受注者の損害を賠償する。

2. 受注者は、不可抗力によって施工できないときは工事を中止することができる。この場合、受注者は注文者に対して損害賠償の責を負わないものとする。

3. 注文者の責めに帰すべき事由により工事が著しく遅延したときであって、受注者が書面をもって相当の期間を定めて催告してもなお解消されないときは、受注者は工事を中止することができる。この場合、受注者は注文者に対してそれにより被った損害の賠償を請求することができる。

(補助金代行申請)

第15条 注文者は、受注者に対して、以下の補助金申請代行業務を別途オプションとして委託できるものとし、受注者は注文者が当該補助金を適切に受領できるように手続きするものとする。

- (1) 補助金の申請書その他必要書類の作成業務
- (2) 前号に定める業務を遂行する上で発生する付随業務

2. 注文者が、補助金を国や補助金交付機関の打ち切り等の受注者の責に帰さない事由により受領できなかった場合は、注文者と受注者で協議を行ったうえで解決するものとする。

(違約金)

第16条 受注者の責に帰すべき事由により契約期間内に工事が完了できないときは、注文者は、遅滞日数1日につき請負代金から工事済部分と搬入工事材料に係る代金相当額を控除した額に年14%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

2. 注文者が請負代金の支払を完了しないときは、受注者は遅滞日数1日につき支払遅滞額に年14%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

(紛争の解決)

第17条 この契約について紛争が生じたときは、工事対象物件の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。